

瀬戸内市生き活き農地再生事業応募申請書

次の土地について、耕作放棄地の解消を希望するので、瀬戸内市生き活き農地再生事業に応募します。
また、私は下記に定める不適切な者のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

解消後の農地は、速やかに農地中間管理権(3年以上)の申請を行い、事業年度内に完了させ、その後は耕作を行うことを要件とします。

申請日 令和 年 月 日

一般財団法人瀬戸内市振興公社 代表理事 殿

応募者

	住所	氏名又は名称	同意印	連絡先
地権者		フリガナ		
耕作者		フリガナ		

申請する土地

土地の所在				地目	面積(㎡)	作付け計画	
町	大字	字	地番			作付予定時期	作物名

記

本事業の応募者として不適切な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直積的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(5) 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある者

(6) 市税の滞納がある者